

11月は「年金月間」です

あなたに身近で大切な「国民年金」について
じっくり考えてみませんか。

問い合わせ 保険年金課(☎402259)・ねんきんダイヤル(☎0570・05・1165)

厚生労働省では「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。

ねんきんネットでは、パソコンやスマートフォンからいつでも自分の年金記録を確認できるほか、自分の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。また、マイナポータルと連携することで、国民年金保険料の口座振替申出などの電子申請や、e-Taxでの確定申告で利用可能な控除証明書などの電子データの取得ができます。
詳細は日本年金機構ホームページを確認してください。



日本年金機構
ホームページ

国民年金の種類

日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人
が国民年金へ加入しなければなりません。被保険
者は職業などにより3つに分類されます。

- ▷第1号被保険者…自営業・学生など
→保険料を自分で納める必要があります
- ▷第2号被保険者…会社員・公務員など(70歳未満)
→保険料は、給与天引きされます
- ▷第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されて
いる配偶者
→保険料を納める必要がありません。第2号被
保険者の年金制度で負担します

保険料と納付方法

本年度の保険料は、月額1万7,510円です。

保険料の納付は、日本年金機構から送られた納
付書により、金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニエ
ンスストアなどで納めます。その他、口座振替・
クレジットカード・スマートフォン決済アプリ
(AEONPay・auPAY・d払い・PayB・PayPay・楽
天ペイ)も利用できます。

【国民年金給付の種類(各要件があります)】

給付の種類	受給対象者など	年金額(年額)
老齢基礎年金	保険料を納めた期間(免除・猶予期間を含む)が10年以上ある人が、原則として65歳から受け取れます	83万1,700円 ※20～60歳まで40年間、全ての保険料を納めた場合
障害基礎年金	病気やけがで一定の障がいが残ったとき、国民年金に加入中、20歳未満、被保険者資格喪失後60～65歳未満の期間中に初診日がある人へ支給されます	1級障がい＝103万9,625円 2級障がい＝83万1,700円
遺族基礎年金	国民年金の被保険者や被保険者であった人が死亡した場合、死亡した人に生計を維持されていた子どもか、子どものいる配偶者に支給されます ※18歳未満もしくは障がいのある20歳未満の子ども	子どもだけの場合＝83万1,700円 子どものいる配偶者の場合(子1人)＝107万1,000円 ※子どもの人数に応じて年金額が変わります

保険料の納付が困難なときは

所得の減少や失業などで保険料の納付が困難な
ときは、申請により保険料が免除や猶予される制
度があります。

便利でお得な口座振替

口座振替は納め忘れの心配がなくなるだけで
なく、1カ月当たりの保険料が割引きされる
「前納」や「早割」を選択することもできます。

【お得な振替方法】

振替方法	納付時期	本来の保険料	前納による保険料	割引額
2年前納 [*] (4月から翌々年3月分)	4月中	42万5,160円	40万8,150円	1万7,010円
1年前納 (4月から翌年3月分)	4月中	21万120円	20万5,720円	4,400円
6カ月前納 (4月から9月分) (10月から翌年3月分)	4月末 10月末	10万5,060円	10万3,870円	1,190円
当月末振替 (早割)	当月末	1万7,510円	1万7,450円	60円

※1万7,510円(7年度分)×12カ月＝21万120円と1万7,920円
(8年度分)×12カ月＝21万5,040円の合計です

「新基準原付」とは、総排
気量が50cc超125cc以下で、
最高出力が4.0kW以下の原
動機付自転車(以下、第一
種原動機付自転車)に区分され
ます。11月から新たな排出ガ
ス規制が適用されることに伴



第一種原動機付自転車への区分基準追加

い、現行車両の生産が10月末
をもって終了となる見込みで
す。従来の排気量50cc以下の
原付も引き続き運転が可能で
すが、総排気量が125cc以
下でも、最高出力4.0kW超
の原付二種は原付免許では運
転できないので注意してくだ
さい。

その他 ▽原付免許の取得方
法や条件に変更はありません。
また、交通ルールについても
変更はありません▽排気量50
cc以下の原動機付自転車の販
売・購入・譲渡は引き続き可
能です▽軽自動車税の税額は
従来と同額の2000円で、
ナンバープレートは白色(50
cc以下の原付と同じ)です▽
詳細は日本自動車工業会ホー
ムページ(下記2次
元コードを読み取り)
を確認してください

問い合わせ 税務課(☎402803)



減免額 下表の通り
民営小水道
環境課への申請により、1
世帯につき上限2200円を
補助します。
共通事項
期間 11～12月請求分(9、
11月使用分)▽奇数月請求地
区Ⅱ11月請求分(9、10月使
用分)▽偶数月請求地区Ⅱ12
月請求分(10、11月使用分)
※水道料金は2カ月に1回の
請求です
対象 口径13mm・20mm・25mm
の水道使用契約者および共同
住宅、福祉施設・医療機関の
水道使用契約者
問い合わせ ▽上水道および
市営小水道Ⅱ経営課(☎402814)▽民営小水道Ⅱ環境
課(☎402264)

水道料金減免額一覧

種類	口径	基本料金 (税込み、2カ月分)
上水道	13mm	2,310円
	20mm	4,020円
	25mm	5,630円
小水道	13～25mm	2,200円

都市計画道路の変更原案の閲覧と公聴会の開催

都市計画道路(3・4・7
号森本郷線)の変更に関する
原案の閲覧と公聴会を行いま
す。公聴会で意見を述べるこ
とを希望する人は、公述申出
書(様式不問)に住所・氏名・
年齢・職業・電話番号・原案
に関する利害関係および意見
の要旨(400字以内)を記
載して、直接または郵送で都
市計画課に提出してください。
公述の希望者で同じ趣旨の

意見が多数ある場合は、公述
人を市長が選定します。
原案の閲覧
日時 11月7日(金)～21日(金)(土・
日曜日、祝日を除く)午前8
時30分～午後5時15分
会場 都市計画課
公述の申出期限 11月21日(金)
必着
公聴会の開催
日時 12月16日(火)午後2時
会場 市役所東庁舎

内容 公述人の意見発表
その他 ▽公述人がいない場
合、公聴会は中止となります。
その際は、公聴会開催予定日
の1週間前までに市ホームペー
ジおよび都市計画課にその旨
を掲載・掲示します▽傍聴を
希望する人は直接会場へ来て
ください
問い合わせ 都市計画課(☎402824)

水道料金の基本料金を減免します



物価高騰の影響を受けてい
る市民および小規模事業者の
負担軽減を図るため、水道料
金の基本料金を1回請求分(2
カ月分)減免します。
上水道および市営小水道
申請手続き不要で、検針時
に発行する「水道使用水量等
のお知らせ」に記載された金
額から基本料金を差し引いた
金額を請求します。
減免額 下表の通り
民営小水道
環境課への申請により、1
世帯につき上限2200円を
補助します。
共通事項
期間 11～12月請求分(9、
11月使用分)▽奇数月請求地
区Ⅱ11月請求分(9、10月使
用分)▽偶数月請求地区Ⅱ12
月請求分(10、11月使用分)
※水道料金は2カ月に1回の
請求です
対象 口径13mm・20mm・25mm
の水道使用契約者および共同
住宅、福祉施設・医療機関の
水道使用契約者
問い合わせ ▽上水道および
市営小水道Ⅱ経営課(☎402814)▽民営小水道Ⅱ環境
課(☎402264)